

第 4 3 号議案

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 5 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

（亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
第 1 条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年亀岡市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年
亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附」を「条件付」に改め、同項第
5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条
例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第20条の3第6項中「行政不服審査法(昭和37年法律第
160号)による不服申立て」を「行政不服審査法(平成26年
法律第68号)による審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等
の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ること。
- 2 行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。